# イノベーション・ハブ・ひろしま Camps 施設利用規約

#### 第1条(施設の目的)

広島県商工労働局イノベーション推進チームが設置するイノベーション・ハブ・ひろしま Camps (以下「Camps」という。)は、ビジネスや地域振興など様々な領域で挑戦する方が、仲間と集まって対話し、思考を深めるなかで新たな価値を生み出すためのコミュニティスペースです。会員は、事業に関する悩みや困りごとを常駐する専門スタッフへ相談できるほか、次の条件を満足するイベントも開催することができます。

### 第2条(会員利用)

会員登録(無料)した方は、Camps の営業時間内において、イベント等で占有する以外のスペースを利用することができます。ただし、第1条に示す「施設の目的」を踏まえた利用を前提とし、次のルールを遵守してください。

なお, 利用ルールに従わない場合は, 会員資格を停止します。

#### 【利用ルール】

- ① 個人事業主等のオフィスとして利用しないこと
- ② 同じ時間帯に居合わせた他の会員との交流を心掛け、対話を促進すること
- ③ 企業秘密・個人情報を扱う仕事や単独かつ集中して行う作業等は行わないこと (オンラインミーティングも極力避けること)
- ④ 単独団体や社内会議等での利用並びに長時間にわたる席の独占等の行為は行わないこと

### 第3条 (イベント利用)

Camps は、次の優先度に応じて、会員によるイベント開催目的での施設利用を許可します。

なお、Camps はイベント専用貸スペースではないため、会員利用優先日の設定や1日あたりのイベント数制限等の諸事情を考慮して、イベント利用に開放しない日があるため、利用申請があっても利用を許可しない場合があります。また、利用申請書は随時受け付けていますが、年度当初・年度末等は、一時的に受付を停止する期間もあります。

≪イベント利用の優先度≫

- (1) イノベーション推進チームが主催・共催・協力等するイベント
- (2) (1)以外の広島県の各局(課)及び広島県と連携する外部団体等が主催するイベントのうち、 第1条に示す「施設の目的」に合致するもの
- (3) 当該年度において, (1)および(2)が主催するイベントやプログラムに参加している会員が, それに関連して企画・実施するイベント
- (4) 会員が主催するイベントのうち、第1条に示す「施設の目的」に合致するもので、Camps を 利用する特別な理由(他の類似施設では開催できない理由)があるもの
- 2 第1項(2)広島県と連携する外部団体等は、次のとおりとします。
  - (1) 広島県がその事業運営に大きな関わりを有する財団法人や社団法人等
  - (2) 広島県の各局(課)から業務を受託した者(受託業務に係るイベントのみ)
  - (3) その他、イノベーション推進チームが認める団体

- 3 第1項(2)及び(3)に該当するイベントのうち、数か月以上にわたる開催計画を有するもので、利用予定日の3か月以上前から複数日程での予約を希望する場合、1申請者ごとに2回・日/月の予約を上限とします。それ以上の予約は、利用予定日の2か月前以降の日において改めて申請することとし、他の予約状況等を総合的に鑑みて、イノベーション推進チームにおいて判断します。
- 4 第1項(3)及び(4)に該当するイベントは、次の要件を全て満たすものとします。
  - (1) Camps の営業日・営業時間内(準備・片付け含む。) に開催できるイベント
  - (2) 参加者は一般に広く募集するもので、非営利・参加料無料(実費は除く)のイベント
- 5 第1項(4)に基づき許可するイベントは、1申請者につき年間6回を上限とします。

#### 第4条(イベント利用予約)

第2条第1項(1)及び(2)に該当するイベントは「別紙様式1」,第2条第1項(3)及び(4)に該当するイベントは「別紙様式2」を用いてイノベーション推進チームへ申請してください。

イノベーション推進チームは申請内容を確認し、Camps の利用が適当と認められる場合は、申請書に記載された担当者宛にメールで通知します。

#### 第5条 (利用権利の譲渡等の禁止)

イベントの主催者は、イノベーション推進チームの許可なく利用申請書に記載した内容(目的・主 催者・実施内容等)を変更、またその利用許可を第三者に譲渡することはできません。

イノベーション推進チームにおいて、申請内容と実施内容が異なると判断した場合は、イベントを 即時中止します。なお、本措置に伴って生じる損害等について、広島県は一切の責任を負いません。

### 第6条(利用の取消)

次の各号のいずれかに該当する、または該当する恐れが認められるとき、イノベーション推進チームはその利用を中止、変更、制限、又は取消等の措置を講じます。

- (1) 施設の利用目的に反したとき
- (2) イノベーション推進チーム及び Camps スタッフの指示に従わないとき
- (3) 公益を害する恐れが生じたとき
- (4) 施設の管理・運営上、不適切な行為が認められたとき
- (5) その他、やむを得ない公益上の理由により、イノベーション推進チームが優先的に利用する必要が生じたとき
- 2 前項の措置により生じる損害等について、広島県は一切の責任を負いません。

#### 第7条 (禁止行為)

Camps では、次に示す目的等の行為を禁止します。

- (1) 営利目的での使用
- (2) 政治・宗教的な目的での使用
- (3) 公序良俗に反する活動での使用
- (4) その他,施設の目的に合致しないとイノベーション推進チームが判断する使用

## 第8条 (原状回復義務)

イベント利用者は、Camps スタッフの指示に従い、机やイス、備品等を元通りの場所に回復するとともに、ゴミ等を片付けて施設の状態を良好に維持してください。

#### 第9条(損害賠償)

通常利用の範囲を超えて、会員の行為により施設又は設備が破損・損傷し、また備品等が紛失した ときは、その損害に相当する金額を賠償していただきます。

施設利用者は本規約を遵守してください。

なお、今後の利用状況に応じて、本規約は予告なく変更することがあります。

## 附則

この規約は令和5年4月1日から適用する。